

ご結婚される方へ

結婚祝金

ご結婚された夫婦をお祝いするとともに、定住促進を図るためお祝い金（商品券）を支給します。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | ①婚姻受理日において、夫婦どちらかが40歳未満の方 ②妻・夫の双方またはどちらかが婚姻届受理日において土佐町に居住し、引き続き3年以上土佐町に定住する意志を有する方 ③当該世帯に税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと |
| 支給額 | 10万円（土佐地区商工会の発行する商品券） ※商品券には有効期限があります。 |



問合せ：住民課（82-1717）

不妊治療・不育治療費の助成

妊娠および出産を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療・不育症治療にかかる費用の一部を助成します。

| 対象治療 | 一般不妊治療 | 特定不妊治療 | 不育症治療 |
|-------|---|--|-------------------------------------|
| 対象者条件 | ①婚姻関係にある夫婦（事実婚含む） ②夫婦の両方又は一方が、土佐町に住所登録があり、居住していること ③夫婦が医療保険各法の規定に基づく被保険者・組合員又は被扶養家族であること ④町税、水道料などの滞納がないこと ⑤他の市町村において、同一の助成を受けていないこと ⑥特定不妊治療のみ、「高知県の特定不妊治療支援事業の助成決定を受けていること」 | | |
| 助成額 | 1年度ごとに上限5万円 | 1回につき上限15万円（特定不妊治療にかかる費用として、対象者が負担した額から、高知県の助成額を控除した額） | 1治療期間、1年度ごとに上限30万円（1治療期間の医療費の1/2以内） |

問合せ：住民課（82-1110）

土佐町子育て情報

～ミニガイドブック～



令和6年4月健康福祉課改定

連絡先一覧

土佐町役場
〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194 番地
ホームページ <http://www.town.tosakochi.jp/>

※市外局番は「0887」です。

| 課名 | 電話番号 |
|--------|---------------|
| 総務課 | 82-0480 |
| 住民課 | (住民系) 82-1110 |
| | (窓口系) 82-1717 |
| | (税務系) 82-2500 |
| 建設課 | 82-0400 |
| 企画推進課 | 82-2450 |
| 農畜林振興課 | 82-0484 |
| 教育委員会 | 82-0483 |
| 議会事務局 | 82-2445 |
| 健康福祉課 | (福祉系) 82-2333 |
| | (健康系) 82-0442 |

⇒詳しくは各担当課までお問い合わせください。

ガイドブック内のイラストは土佐町の子どもの作品です



ヨモーくん
国語力向上イメージ
キャラクター

妊娠がわかったら

妊婦届、母子健康手帳交付（無料）

妊娠がわかったらできるだけ早めに妊婦届出をしましょう。届出と同時に母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を記録していくための大切な手帳です。

| | |
|-------|-------------|
| 手続き場所 | 土佐町保健福祉センター |
|-------|-------------|

問合せ：健康福祉課（82-0442）

妊婦一般健康診査（助成）

妊娠中の健康診査 14 回分の費用を助成します。高知県内の医療機関で使うことができます。母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 対象者 | 妊婦全員 |
| 回数 | 14 回 |
| 費用 | 受診券ごとに定められた公費負担額を超えた額は自己負担となります。 |

問合せ：健康福祉課（82-0442）

助産制度

経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に安心して出産していただくために、指定の助産施設（医療機関等）への入院の費用を援助します。

問合せ：中央東福祉保健所（0887-53-3171）

県外での健康診査（助成）

里帰り出産等の理由により、県外の医療機関健診で妊婦健診・歯科健診を受けられる方に健診費用の助成を行います。利用される方は事前にご相談ください。

問合せ：健康福祉課（82-0442）

子育て世代包括支援センター

妊婦さんや乳幼児の保護者の方等の心身の不安や悩み、育児などの相談に応じる総合相談窓口を設置し、妊娠中から子育て期にまでの切れ目ない支援を目指して必要な支援につなぐ役割を担っています。

問合せ：健康福祉課（82-0442）



妊婦歯科健康診査（助成）

妊娠中の歯科健康診査の費用を助成します。高知県内の歯科医療機関で使うことができます。母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします。

| | |
|-----|-----------------------|
| 対象者 | 妊婦全員 |
| 回数 | 1 回 |
| 費用 | 公費負担額を超えた額は自己負担となります。 |

問合せ：健康福祉課（82-0442）

出産・子育て応援給付金

妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように「半定型相談支援」と経済的支援を一体的に実施しています。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 妊婦届時及び新生児訪問の際にアンケート及び面談を受けた妊産婦（妊娠 8 か月頃のアンケート提出が支給要件となります） |
| 給付額 | 妊婦一人あたり 50,000 円 出生児一人あたり 50,000 円 |

問合せ：健康福祉課（82-0442）・住民課（82-1717）

健診・教室に行こう！

乳児一般健康診査（助成）

受診券を利用することで1歳未満のお子さまが医療機関で健康診査を受ける費用を2回分助成します。受診券は母子健康手帳交付時にお渡しします。

| | |
|-----|-------------------|
| 対象者 | 1歳未満（1歳の誕生日の前日まで） |
|-----|-------------------|

問合せ：健康福祉課（82-0442）

産婦健康診査（助成）

産後8週間までの産婦が医療機関等で健康診査を受ける費用を2回分助成します。受診券は母子健康手帳交付時にお渡しします。

| | |
|-----|------------|
| 対象者 | 産後8週間までの産婦 |
|-----|------------|

問合せ：健康福祉課（82-0442）

離乳食教室（無料）

お子さまの成長に合った離乳食の進め方や作り方について、地域食材を使いながら栄養士と一緒に学ぶ教室です。

| | |
|-----|--------------|
| 対象者 | 乳児の保護者 ※託児あり |
| 実施日 | 年3回 |
| 場 所 | 保健福祉センター |
| 案 内 | 対象者に個別通知 |

問合せ：健康福祉課（82-0442）



《対象月齢》

| | |
|----------------|------------|
| 乳児健康診査（無料） | 2か月～1歳未満 |
| 1歳児健康診査（無料） | 1歳～1歳6か月未満 |
| 1歳6か月児健康診査（無料） | 1歳6か月～ |
| 2歳児健康診査（無料） | 2歳4か月～ |
| 3歳児健康診査（無料） | 3歳4か月～ |

お子さまの健やかな成長・発達を見守るため子どもの健診を行っています。

場 所：保健福祉センター

内 容：身体測定、診察、歯科、栄養、育児相談など

案 内：対象者に個別通知

問合せ：健康福祉課（82-0442）



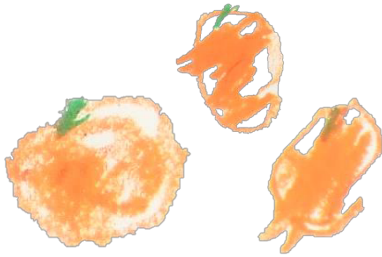
赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生の日を含めて 14 日以内に役場に届出をしましょう。

| | |
|-------|----------------------------|
| 必要なもの | 医師等の証明のある出生届、届出人の印鑑、母子健康手帳 |
|-------|----------------------------|

問合せ：住民課（82-1717）



愛育相談（無料）

身体測定や保健師による育児相談、栄養士による離乳食等の栄養相談などを行います。

| | |
|-----|------------------|
| 対象者 | 乳幼児、保護者 |
| 実施日 | 健康カレンダーまたは広報等で案内 |
| 場所 | 保健福祉センター、田井支所など |

問合せ：健康福祉課（82-0442）



赤ちゃん訪問（無料）

保健師や助産師が赤ちゃんと産婦さんのいる全ての家庭を訪問し体重測定や乳幼児健診の案内、予防接種の説明、育児相談を行います。

問合せ：健康福祉課（82-0442）

ポップ広場（子育て支援センター）

未入園児の親子を対象に、気軽に遊べる居場所を提供しています。子育てについて気軽に相談できる場づくりを行い、子育て情報の提供や学習会も開催しています。

| | | |
|----------|-----------|------------|
| 保健福祉センター | 月～金曜日 | 9：00～15：00 |
| | 週末開放（不定期） | 日時不定期 |
| みつば保育園 | 木曜日 | 9：00～11：00 |
| 図書館ホール | 火曜日 | 9：00～11：30 |

問合せ：教育委員会・子育て支援センター（82-0483）

産後ケア事業（無料）

産後ケア事業では、産後も安心して子育てができることを目的に、育児相談や授乳指導が受けられる事業です。土佐町では助産師等による自宅への訪問、施設におけるショートステイ（宿泊）の利用により、乳房ケアを含む授乳支援や産後の体調の相談、育児についての助言や支援等を受けることができます。

問合せ：健康福祉課（82-0442）



妊娠、出産に関する制度・手当など

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、申請により出産育児一時金が支給されます。国保加入者以外の方は、本人または配偶者の勤務先にご相談ください。妊娠12週（85日）以上の死産・流産も対象になります。

| | |
|-----|---|
| 支給額 | 50万円 (産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は48万円8千円) |
|-----|---|

問合せ：住民課（82-1110）

出産祝金

お子さまの誕生を祝福し健やかな成長を願うとともに、子育てを家庭を支援するため出産祝い金制度があります。

| | |
|------|--|
| 支給額 | 第1子、第2子 100,000円 第3子以降 200,000円 |
| 支給条件 | ①土佐町に住所を有し、かつ居住し引き続き将来土佐町に居住する意志のある方 ②当該世帯に税・使用料・手数料・分担金などの滞納がない方 |

問合せ：住民課（82-1717）

児童手当

中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。出生や転入から14日以内に申請してください。

| | | |
|------|---------------------------|------------------------|
| 支給額 | 子どもの年齢 | 手当の額（1人あたり月額） |
| | 3歳未満 | 一律 15,000円 |
| | 3歳以上小学校就学前 | 10,000円（第3子以降は15,000円） |
| 中学生 | 一律 10,000円 | |
| 支給時期 | 26.10月にそれぞれの前月分までが支払われます。 | |

※所得制限等、詳しくは住民課まで（82-1717）

子どもの医療費助成

子どもの健康の保持と増進、子育て世代の医療費負担軽減をはかるため、18歳まで医療費の自己負担分を助成します。

| | |
|----|---------------------------------|
| 対象 | 0歳～18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの子ども |
|----|---------------------------------|

問合せ：住民課（82-1110）

保育助成金

就学前の子どもを含むお父さまが2人以上いる方を対象に子育てを支援するための助成金があります。

| | |
|------|---|
| 支給額 | 年額60,000円 (第2子以降 就学前年度まで) ※年度途中から該当となった場合は月割りとなります |
| 支給条件 | ①就学前の子どもを含むお父さまが2人以上いる方 ②土佐町に住所を有し、かつ居住し引き続き将来土佐町に居住する意志のある方 ③当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納をしていない方 |

問合せ：住民課（82-1717）

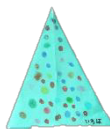
チャイルドシート購入費助成

チャイルドシート（ジュニアシート含む）を購入された方を対象に購入費の一部を補助します。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 6歳未満の子どもの保護者 |
| 助成額 | 1台10,000円（子ども1人あたり2台まで）ただし、購入金額が10,000円を下回る場合には購入金額を上限とする。 |

問合せ：健康福祉課（82-2333）

いろいろな子育て支援



.....ひとり親家庭に関する支援.....

児童扶養手当

ひとり親家庭や父又は母が一定の障害にある家庭などで、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で一定の障害の状態にある児童を養育している方が対象となります。

| | |
|-----|--|
| 手当額 | 10,000円程度～43,000円程度/月(児童の人数や所得に応じて金額が変わります) 所得制限あり |
|-----|--|

問合せ：住民課 (82-1717)

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の母または父(母又は父に代わってその児童を養育している方を含む)と児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)に対して医療費の自己負担分の助成を行います。所得制限あり
問合せ：住民課 (82-1717)



母子、父子および寡婦福祉資

自立を助けるため、無利子で修学資金・就学支度資金・生活資金などの資金を貸し付けます。
問合せ：住民課 (82-1717)

.....障がいや病気のある子どもに関する支援.....

未熟児養育医療

赤ちゃんの出生時の体重が2,000g以下などの未熟児のお子さまで入院して養育の必要があると医師が認めた場合に医療費の助成を行います。
問合せ：住民課 (82-1717)

育成医療の支給

18歳未満のお子さんと身体に障害のある方、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方の機能回復のための手術などの治療を受ける際の医療費を支給します。
問合せ：健康福祉課 (82-2333)

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする住宅で生活している20歳未満の方に支給します。
問合せ：健康福祉課 (82-2333)

特別児童扶養手当

身体又は精神に障害を持つ20歳未満の方を在宅で養育している方に支給します。
問合せ：健康福祉課 (82-2333)

..... 保育に関する支援

一時保育

保育園に入所していない乳幼児でも、保護者の通院、急病、育児疲れの解消等の理由により、家庭で保育できない場合には、一時的にお預かりします。

| | |
|------|---|
| 対象児童 | 町内に住所を有する1歳以上の就学前児童 |
| 保育時間 | 午前8時～午後4時までの必要な時間 月～金（行事がある等実施しない日があります） |
| 利用制限 | 週3日、月10日を利用限度とします |
| 利用定員 | 1日あたり3名 |
| 利用料金 | 1日2,000円（給食費・保険代を含む） 半日（8時～12時30分）1,200円 半日（12時30分～16時）1,000円 |
| 利用方法 | 事前に利用登録が必要です。利用登録後、 利用したい日の2週間前から2日前までに 保育園へ電話で申し込んでください。 |

問合せ：教育委員会（82-0483）

保育料の無償化

保育料・給食費 無料

問合せ：教育委員会（82-0483）

認可外保育施設利用者補助金

土佐町内の認可外保育施設を利用している保護者に対して利用料を補助します。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し土佐町内の認可外保育施設に通所している児童の保護者に対して利用料を支給（1日あたり4時間以上、かつ月15日以上の間借り契約者） |
| 助成額 | 月額1万円を上限とする。 |

問合せ：教育委員会（82-0483）

..... 小・中学校に関する支援

学校給食無償化

給食費 無料（平成31年4月1日～）

問合せ：教育委員会（82-0483）

スクールバス

土佐町小中学校へ遠距離通学する児童生徒の登下校の安全を守るためスクールバス（無料）を運行しています。利用にあたっては居住対象地域の指定があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

通学用自転車・ヘルメット購入費補助

土佐町中学校へ通学する生徒で居住対象地域にお住いのために、自転車購入費とヘルメット購入費の補助があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

就学援助費の給付

小中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的理由により就学に対し援助が必要な方に、学用品費等の就学に係る経費の一部を給付します。所得などで対象者の要件があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

ランドセル購入費補助

土佐町小学校へ入学する児童にランドセル購入費の補助があります。（保育年長児を養育する者を申請者とし、上限3万円で、限度額に満たない場合は全額補助）

問合せ：教育委員会（82-0483）